

平成29年12月銚子市教育委員会定例会議事録

1 日 時

平成29年12月27日(水)

午後3時00分 開 会 午後3時52分 閉 会

2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

3 出席委員

教育長	石川善昭
委員	八角憲男
委員	鈴木猛志
委員	大八木鷹次
委員	伊藤晴美

4 出席職員

教育部長	山口重幸	教育総務課長	佐久間洋子
生涯学習スポーツ課長	柴紀充	学校教育課課長補佐	井上新治
学校教育課課長補佐	宇野聡	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	高野美樹子
学校給食センター所長	宮内俊行	生涯学習スポーツ課長補佐(兼文化会館長)	菅谷浩三郎
生涯学習スポーツ課長補佐(兼体育館長)	飯笹博充	生涯学習スポーツ課長補佐(ジオパーク推進室長)	小川正俊
青少年指導センター所長	塚本義雄	市民センター所長	篠塚信次
公正図書館長	大塚明	銚子高等学校事務長	高森良文
教育総務課指導主事	濱野剛		

5 議題等

議案第33号 平成30年度銚子市一般会計(教育費)予算要求について

議案第34号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例等の一部改正)

議案第35号 銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について

議案第36号 銚子市立高等学校教育職員の地域手当支給に関する規則の一部を改正する規則及び銚子市立高等学校教育職員の地域手当支給に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について

6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成29年12月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

11月20日に開催いたしました平成29年11月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

次に教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

ないようですので、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、八角委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第33号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【教育総務課長】

それでは、議案第33号「平成30年度銚子市一般会計（教育費）予算要求について」ご説明します。

まず、市の予算編成の流れについて説明します。予算編成は、市長事務部局の財政課が担当しており、本日議案としている教育委員会の予算も含めて、財政課が取りまとめ、市長の査定を経て、当初予算案として来年2月26日開会の3月市議会定例会に上程される予定です。

予算の区分ですが、「重点経費」と「基本経費」に区分しています。重点経費とは、市の政策的な事業を実施するための経費です。基本経費とは、重点経費以外の経費であり、毎年経常的にかかる経費です。

なお、人件費については、総務課が全職員分を一括して要求しておりますので、含まれておりません。重点経費として予算要求するためには、市長事務部局の企画課による重点事業としての指定を受けることが必要となります。

本日のこれからの予定としまして、本議案が承認されましたら、本定例会の終了後、市長に予算要求をしていただく予定です。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作

成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」と規定されており、その意見聴取の場も兼ねているものです。

それでは、教育委員会の平成30年度予算要求についてご説明します。平成30年度教育費予算要求書の1ページをご覧ください。予算要求総括表です。基本経費の合計は、12億9,206万8千円で、一番下の欄、平成29年度予算額11億7,096万8千円と比較して、1億2,110万円の増です。重点経費の合計は、1億6,191万8千円で、平成29年度予算額2,739万6千円と比較して、1億3,452万2千円の増です。合計は、14億5,398万6千円で、平成29年度予算額と比較して、2億5,562万2千円の増となっています。

それでは、教育総務課所管分についてご説明します。2ページをご覧ください。基本経費ですが、要求総額は5億1,108万7千円です。昨年度と比べて変更となったものについて説明します。上から6行目の「猿田地区児童通学支援経費」587万1千円は、猿田小学校の閉校により、今年度から運行が始まりました、旧猿田小学校地区から海上小学校を結ぶスクールバス運行に係る経費です。昨年度は重点経費として予算計上しましたが、30年度から基本経費となっています。下から4行目「幼稚園施設管理経費」526万7千円は、幼稚園施設の維持管理に係る経費です。うち、473万3千円は、平成32年度統合後も残る本城幼稚園、豊里幼稚園2園のエアコン設置工事を含みます。

続きまして、重点経費について説明します。3ページをご覧ください。重点経費の要求総額は1億4,166万3千円です。「中学校大規模改修経費」766万1千円は、銚子中学校武道場のつり天井撤去に係る経費です。「銚子西中学校整備経費」1億3,400万2千円は、開校準備のための統合準備委員会の委員報酬や、第五中学校の管理・普通教室棟に係る設計並びに、屋内運動場の改修の設計及びその工事に伴う経費です。うち、屋内運動場改修経費として1億2,732万2千円を含みます。

以上で教育総務課所管分の説明を終わります。

【学校教育課長補佐】

続きまして、学校教育課所管分について説明します。4ページをご覧ください。

学校教育課分は、基本経費のみの要求で、要求額は3億3,308万7千円です。

新規事業及び事業内容を拡充して要求したものを説明します。表の上から2行目、「小学校管理費（小学校費）」1億6,020万4千円のうち、特に支援を要する児童のため補助員を配置する、「教育支援補助員配置経費」2,942万4千円は、18名分の補助員の配置経費で、前年度要求と比較して1名分の増員要求です。また、「外国語活動補助員配置経費」546万5千円は、5名分の補助員の配置経費で、平成30年度が小学校中学年に外国語活動、高学年に外国語科を導入するための移行期となることに伴い、前年度要求と比較して2名分の増員要求です。

表の下から2行目、幼稚園費4,332万3千円のうち、「教育支援補助員配置経費」160万1千円は、新規事業であり、1名分の補助員の配置経費の要求です。近年増加している特に支援を要する園児に対応するため要求するものです。

以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

【生涯学習スポーツ課長】

生涯学習スポーツ課所管分について説明いたします。5ページをご覧ください。基本経費の要求総額は5,500万5千円です。その内容ですが、「青少年指導センター運営経費」133万4千円は、青少年の非行防止及び子どもの安全推進を図っております指導センターの運営経費です。「文化財管理経費」45万7千円は、文化財等の適正な保存・活用及び管理を実施し、文化財保護意識の高揚を図るための経費です。「青少年相談員関係経費」66万円は、青少年の健全育成を推進している銚子市青少年相談員連絡協議会への補助金等です。「その他社会教育関係経費」427万3千円は、社会教育委員等に対する報酬、青少年育成銚子市民会議に対する補助金の交付等の社会教育に関する経費です。「成人式関係経費」61万円は、成人式の開催に関する経費です。「文化資産活用経費」25万円は、地域の文化資産を活用し、文化財保護や文化振興に官民協働で取り組む仕組みを整備するための経費です。「体育協会助成経費」221万9千円は、銚子市体育協会加盟団体への補助金交付及び千葉県民体育大会参加等の経費への補助です。「中学校駅伝大会助成経費」125万円は、中学校対抗銚子半島一周駅伝大会開催に係る経費への補助です。「その他保健体育総務関係経費」493万8千円のうち主なものとしては、スポーツ推進委員及び特定行政課題アドバイザーに対する報酬など社会体育事業を行うための経費です。「野球場関係経費」1,299万9千円は、バックスタンド防水改修工事及び市野球場の管理運営に係る経費です。「スポーツコミュニティセンター関係経費」538万7千円は、同センターの管理運営に係る経費で、その主なものとしては、受付等施設管理のための臨時職員賃金等です。「庭球場関係経費」26万1千円は、硬式用テニスネット外購入費です。「その他体育施設関係経費」450万1千円のうち主なものとしては、豊里台多目的スポーツ広場の芝生管理業務委託料等です。「体育館管理運営経費」1,586万6千円は、市体育館の屋根防水改修工事及び市体育館の管理運営に係る経費です。

続きまして、重点経費について説明いたします。6ページをご覧ください。重点経費の要求総額は2,025万5千円です。「銚子ジオパーク支援経費」876万5千円は、銚子ジオパーク推進協議会に対する補助金等、銚子ジオパーク活動推進のための経費です。「埋蔵文化財保存経費」203万5千円は、銚子市指定史跡余山貝塚の指定範囲の拡張を検討するための発掘調査に要する経費です。「日本遺産魅力発信推進経費」145万5千円は、日本遺産に認定された北総四都市江戸紀行を銚子市としてフォローアップしていくための銚子市日本遺産活用協議会、こちらは仮称ですが、そこへの補助金です。「ハーフマラソン関係経費」800万円は、銚子さんまマラソン実行委員会への負担金です。

以上で生涯学習スポーツ課分の説明を終わります。

【学校給食センター所長】

続きまして、学校給食センター所管分について、ご説明します。7ページをご覧ください。総額は2億7,679万2千円です。その内容は、「小学校要保護・準要保護児童就学援助経費」878万2千円と「中学校要保護・準要保護生徒就学援助経費」705万5千円は、要保護・準要保護の児童・生徒に提供する給食費の援助費です。次に、「学校給食センター管理経費」2億6,095万5千円は学校給食センターの運営に必要な経費です。主な支出は、光熱水費4,044万円、賄材料費2億1,705

万1千円です。

以上で、学校給食センター所管分の説明を終わります。

【小児言語センター所長】

続きまして、小児言語指導センター所管分についてご説明いたします。8ページをご覧ください。基本経費21万4千円は、「小児言語指導センター管理運営経費」で、小学校入学前の幼児を対象として、言語発達の遅れや機能障害に関する相談や指導を行うためのセンター運営経費でございます。

以上で小児言語指導センター所管分の説明を終わります。

【市民センター所長】

続いて、市民センター所管分について、ご説明いたします。9ページをご覧ください。基本経費の要求総額は、2,319万3千円です。その内容は、「地区コミュニティセンター管理経費」756万円は、市内6カ所にある地区コミュニティセンターの維持管理に係る経費です。「市民センター管理運営経費」1,563万3千円は、市民センターの運営と施設の維持管理に係る経費です。光熱水費など施設の維持管理に係る経費のほか、特殊経費として、自家用発電機部品交換工事費等を併せて計上しています。

以上で、市民センター所管分の説明を終わります。

【公正図書館長】

続きまして、公正図書館所管分について、ご説明いたします。10ページをご覧ください。「図書館管理運営経費」1,927万円及び「ブックスタート経費」24万1千円、計1,951万1千円の要求でございます。「図書館管理運営経費」は公正図書館の管理運営に要する経費で、特殊経費としまして、ダムウェーター、これは荷物用の小型の昇降機のことですが、ほかに空調機や機械室ドアの修繕などを行おうと、予算要求しております。「ブックスタート経費」はブックスタート事業に要する経費で、絵本等の購入費のほか、ボランティアに係る経費を計上したものでございます。

以上で公正図書館所管分の説明を終わります。

【青少年文化会館長】

続きまして、青少年文化会館所管分について説明いたします。11ページをご覧ください。「青少年文化会館管理運営経費」で、青少年文化会館の管理運営に係る経費として、2,498万3千円を計上しております。管理運営経費の主な内容は、青少年文化会館の維持管理に係る経費と施設の老朽化による修繕です。

単年度限りの特殊経費は、建築基準法に基づく定期検査報告に係る業務を委託により実施するための経費、PCBを廃棄する際に必要となるコンデンサ及び照明器具の取替並びに湯沸室排水管の修繕を予定しております。

以上で、青少年文化会館所管分の説明を終わります。

【市立銚子高校事務長】

続きまして、銚子高校所管分の予算要求についてご説明いたします。12ページをご覧ください。予算要求額は、4,819万6千円でございます。その主なものといたしまして、「高等学校保健関係経費」481万1千円は、日本スポーツ振興センター災害給付に係る契約負担金や災害給付金です。また、「非常勤職員関係経費」として、

692万7千円は非常勤講師等の報酬及び共済費でございます。「その他高等学校総務関係経費」492万7千円は職員の出張旅費等でございます。「高等学校等就学支援金関係経費」248万2千円は、就学支援金制度に伴う経費で、臨時職員の賃金や通信運搬費などでございます。次に、「その他高等学校管理関係経費」2,891万5千円は、光熱水費、校務教育用パソコン等の機械借上料などの経費でございます。次に「理科教育備品経費」13万4千円は、理科備品購入に係る経費です。

以上で銚子高等学校所管分についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

体育館の屋根防水改修工事は以前にも行いませんでしたか。また雨漏りしたという事でしょうか。

【体育館長】

以前から要求しておりましたが、体育館屋根防水工事については予算がついておりませんでした。

【鈴木委員】

野球場のバックスタンド防水とは、野球場のどの部分の工事でしょうか。

【体育館長】

ネット裏の本部席がある施設の玄関や倉庫が雨漏りしておりまして、その箇所の防水工事です。

【鈴木委員】

市内6カ所の地区コミセンについて、かなり古い施設だと思いますが、修繕の話が出ませんでした。まだ大丈夫ということでしょうか。

【市民センター所長】

各施設ともかなり老朽化してきており、エアコンの不調や雨漏りなど多く発生しております。それについては利用頻度や地元のニーズに応じまして、地元の町内会とも協議していきたいと考えています。

【鈴木委員】

今の所、利用には影響がないのでしょうか。

【市民センター所長】

暖房の故障が相次ぎまして、その都度修理しており、修理が間に合わない場合はファンヒーター等で対応しております。

また、西部地区コミセンについては、もともと一部剥離していた屋上の防水シートが台風でほぼ全体が剥離しまして、そのままでは付近の家屋に飛んでいく被害が出る可能性がありましたので、防水シートを全て撤去しました。建物が老朽化し、雨漏りのある建物でしたので、漏電の危険性も考え、現在は使用を休止しております。今後については、財政面と、公共施設等総合管理計画に照らしまして、コミセンの存続も含め、検討しているところです。

【鈴木委員】

地区コミセンについては、故障があった場合は事故がないように早急に対応をお願いします。

【伊藤委員】

給食センターについて、要保護・準要保護就学援助対象は児童、生徒数はどれくらいですか。

【学校給食センター所長】

対象人数は小学生187人、中学生128人です。昨年度は小学生174人、中学生127人で、中学生は微増でしたが、小学生は13人の増です。

【伊藤委員】

要保護・準要保護で援助する金額は違いますか。

【学校教育課長補佐】

生活保護を受けている世帯の児童生徒が要保護、生活保護に準じて生活が困窮している世帯の児童生徒が準要保護という扱いになります。要保護の場合、給食費月4,269円が、生活保護の保護費の教育扶助として支出され、準要保護では、学校給食センターで予算を組んでいる経費から、同じ金額、給食費月4,269円を支出することになっています。

【伊藤委員】

猿田小のスクールバスについて、猿田小から通う児童の人数が多くなっても、支出する委託料は変わらないので、国からの補助が一人当たりで出れば、利用者が多いほど市の支出が少なくなると考えてよろしいでしょうか。

【教育総務課長補佐】

現在スクールバスについては、市役所所有のバスを使用して運行しており、その場合、国からの補助金はありませんが、スクールバスを1台運行していることに対する普通交付税があります。ただし、スクールバス1台に対する交付税なので、利用者が多くなっても市の支出は変わらないということになります。

【伊藤委員】

新しい統合校のスクールバスについてはどのようになりますか。

【教育部長】

今回の西部地区の中学校の統合に合わせたスクールバスについては、計4台の運行を、バスの管理も併せて全体を委託する予定です。その場合の歳入については特別交付税と補助金があり、市の持出としては年間2千万円くらいの予定です。

【教育長】

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第33号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

続きまして、日程第3 議案第34号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長補佐】

議案第34号「代決処分の承認を求めることについて」提案理由を説明いたします。

銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例制定について、12月市議会定例会へ提出されるよう銚子市長に申し出ることに関し、銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により代決処分したことから、同規則第4条第4項の規定によりこれを報告し、承認を求めようとするものです。

職員の給与改定に関して、千葉県人事委員会は、平成29年10月13日に千葉県職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。この千葉県人事委員会勧告に基づく、千葉県職員の給与制度の見直しに応じ、市立高等学校の教育職員について、千葉県教育職員との均衡を考慮し、所要の条例改正を行いました。

12月5日に県議会へ追加提案された千葉県の改正条例案の内容を確認するとともに条例案を作成する必要があり、教育委員会を開催する時間的余裕がなかったため、代決処分したものです。

なお、市議会には12月市議会最終日の12月21日に提案し、議決していただいております。

それでは、改正の内容について説明します。まず、給料表の改定ですが、民間給与との較差を埋めるため、月例給の水準を引上げる県人事委員会勧告がなされ、市立高等学校の教育職員についても同様に改正したもので、平均で約0.23パーセントの引上げとなります。職員手当の改正ですが、地域手当は、千葉県において給料表の引上げ改定を行っても残る民間との較差を解消するため、支給割合を県内一律9%から9.2%に上げられることとなることから同様に引上げるものです。また、勤勉手当は年間の支給割合を現行の1.7月分から0.1月分引上げ、1.8月分に改めるとし、本年度12月期の勤勉手当の支給割合を0.85月分から0.95月分に、平成30年度以降は、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.9月分に改定するものです。

改正の内容は以上のとおりですが、給料表に係る改定及び地域手当の改正は、平成29年4月1日から、本年度の勤勉手当に係る改定は、平成29年12月1日から適用するものとし、平成30年度以降の勤勉手当に係る支給割合は、平成30年4月1日から改正するものです。

以上で、議案第34号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い

いします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第34号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

【教育長】

日程第4として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。では、そのように決定をさせていただきます。

【教育長】

続きまして日程第4 議案第35号及び議案第36号は関連がありますので、一括議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長補佐】

議案第35号「銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」及び議案第36号「銚子市立高等学校教育職員の地域手当支給に関する規則の一部を改正する規則及び銚子市立高等学校教育職員の地域手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、関連があることから、一括して提案理由を説明します。

先ほど議案第34号の「代決処分の承認を求めることについて」で説明しました条例改正に伴い、規定を整備しようとするものです。

議案第35号の改正の内容は、教員給与等条例で勤勉手当の支給割合の引き上げに

に伴い、教育委員会規則で定める割合を改正しようとするものです。

また、議案第36号の改正の内容は、地域手当の支給割合を平成30年3月31日までの間、教育委員会規則で定める割合を適用させることとしていることから、教員給与条例で地域手当の支給割合の改正に伴う規定の整備等を行おうとするものです。

施行期日は、教員給与等条例と同じく、地域手当の改正は平成29年4月1日から、本年度の勤勉手当に係る改定は、平成29年12月1日から適用するものとし、平成30年度以降の勤勉手当に係る支給割合は、平成30年4月1日から改正しようとするものです。

以上で、議案第35号及び議案第36号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【伊藤委員】

期末手当と勤勉手当の違いを教えてください。

【教育長】

期末手当は生活給に係る部分であり、勤勉手当は業績に基づいて支給されます。俗にいうボーナスは2つ合算したものを年2回支給するものです。

【教育長】

これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第35号及び議案第36号の2議案について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第35号及び議案第36号の2議案について、原案のとおり承認することと決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時52分

以上をもちまして、平成29年12月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成30年1月30日

署名委員 伊藤晴美

署名委員 八角憲男